

令和3年1月14日

県立神戸高等学校
保護者・生徒の皆様

県立神戸高等学校長
世良田 重人

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた本校の対応について

昨日、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、県教育長から通知がありました。この通知に則り、本校でも、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、教育活動を下記のとおり実施していきますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 教育活動

- (1) 感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行いません。なお、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底をお願いします。

- (2) 下記の感染防止対策を徹底します。

- ・生徒・職員のマスクの着用を徹底します。
- ・生徒・職員の毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、適宜消毒を行います。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を行います。
- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、生徒自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しないこととします。（出席停止の措置）
教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせることにします。
- ・生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。など

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。
活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守とします。

- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（公式大会、公式コンクールを除く）、練習試合、合宿は行いません。

公式大会等に参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

3 その他

以上は現段階での判断であり、今後の感染状況に応じて対応を変える場合があります。その際には改めてご連絡いたします。生徒の様子を含め、ご心配なことが生じた場合には、担任や部顧問等にご相談ください。